

質問項目	回答
1 総論	
①営業時間短縮要請の期間は？	1月14日（木）0時から2月7日（日）24時までの25日間が対象になります。
②要請の対象となる区域は？	京都府全域
③対象と店（業種又は業態）は？	別紙「施設の使用制限対象施設一覧」参照
④営業時間短縮は何に基づくものか？	飲食店、喫茶店や遊興施設（バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗）等については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（第24条第9項）に基づく要請です。 それ以外の施設については、特措法によらない協力依頼です。
⑤飲食店等に対する「営業時間短縮要請」とそれ以外の施設に対する「協力依頼」の違いは？	「営業時間短縮要請」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（第24条第9項）に基づくものです。一方、「協力依頼」は、特措法によらない、いわゆる協力のお願いです。
2 営業時間短縮要請	
①なぜ、営業が5時から20時？終了時刻を20時とした根拠は？	府民のみなさまに、20時以降の外出自粛を呼びかけしていることも考慮し、20時には閉店(営業を終了)していただくこととしたものです。 なお、酒類の提供については11時から19時までとさせていただきますようお願いいたします。
②営業時間短縮要請はいつ終わるのか？2月7日以降も続けるのか？	現在のところ要請期間は2月7日までですが、7日以降も感染拡大防止にご協力をお願いします。今後（の時間短縮要請等）については、府内の感染状況等を見極めながら対応方針を決定していきます。
③なぜ、その業種だけの営業時間短縮要請をするのか？	府内や他府県の感染動向から飲食店での感染が多いことから、飲食店の営業時間を短縮し、新規陽性者の発生を徹底的に抑制しようとするものです。
④酒類の提供は19時までとあるが、酒類のラストオーダーは19時に行ってもよいのか？	ラストオーダーではなく、酒類をお客様に提供する時間が19時までとなります。19時までに提供した酒類を、その後お客様が飲食しているのは問題ありません。
⑤20時までに営業を終了しないといけないのか？食べ物の提供を20時までとすればいいのか？	営業を終了していただくようお願いいたします。
⑥20時までに営業終了とはどういうことか。	20時までに店内にお客様がいない状態にしていただくようお願いいたします。
⑦現在の営業時間が5時から20時までの場合、要請の対象か。	対象外です。
⑧インターネットカフェ、マンガ喫茶は対象か？	国の方針を踏まえ、宿泊を目的とする利用が相当程度見込まれる施設でもあることから、対象外です。 しかし、飲食店として、飲食業許可を受け飲食をメインとされている場合は、時間短縮要請の対象となります。
⑨ライブハウスは対象か？	ライブハウスは飲食店ではないので原則営業時間短縮要請の対象外で、特措法によらない協力依頼の対象です。ただし、食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、飲食の提供を行っていただければ特措法に基づく要請の対象です。
⑩ホテル・旅館の宴会場での飲食は対象か。	食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、宿泊客以外にも飲食の提供を行っていただければ営業時間短縮要請の対象です。
⑪ホテルや旅館等の宿泊施設において、飲食を提供する場合は対象か。	食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、飲食の提供を行っていただければ営業時間短縮要請の対象です。ただし、宿泊客のみを対象に、宿泊の一環として提供される場合は対象外です。

質問項目	回答
⑫冠婚葬祭に伴う飲食は対象か？	対象外ですが、感染防止対策を実施いただくようお願いします。
⑬要請の対象外である宅配・テイクアウトサービスはどのようなものか？	<ul style="list-style-type: none"> ・惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗 ・ケータリングなどのデリバリー専門の店舗 ・スーパーやコンビニ等の店内イートインスペース（フードコートを除く） ・自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー ・飲食スペースを有さないキッチンカーや露店
⑭飲食店等が20時で閉店し、以降はデリバリーやテイクアウトの営業を続けてもよいか？	大丈夫です。
⑮施設内にいくつか要請対象店舗がある。この場合、施設全体で営業時間短縮しないといけないか？	施設全体ではなく、対象店舗のみ営業時間短縮にご協力をお願いします。
⑯要請に応じて営業時間を短縮するぐらいなら休業しようと考えているが、この場合、要請に応じていることになるのか。	要請に応じていることとなります。
⑰ショッピングセンターのフードコートは営業時間短縮要請の対象か？	20時以降も営業している飲食店のテナントは要請の対象となります。
⑱屋台や露店、キッチンカーは営業時間短縮要請の対象か？	移動を前提とした露店・屋台・キッチンカーは、要請の対象外です。
⑲既に予約が入っているので断れないが、期間中全ての日を営業時間短縮しなければならないのか。	ご理解とご協力をお願いします。なお、協力金は期間中全ての営業日において時間短縮又は休業していただいた場合に支給対象となります。なお、準備の都合上、1月14日から時短営業を行うことが困難な場合であっても、遅くとも1月18日から2月7日まで時短営業を行ってください。その場合、20時までの時短営業を開始した日以降が支給対象となります。

FAQ（緊急事態措置協力金について）

◆支給要件を次のとおり変更しました。それに伴い一部の回答を変更しています。

変更前	時短要請の期間中、定休日等の店休日を除く全ての営業日において、連続して時短要請に応じること。準備の都合等、特別な事情があり1月14日から時短要請に応じることが困難な場合、遅くとも1月18日から2月7日まで、連続して時短要請に応じること。
変更後	時短要請の期間中、定休日等の店休日を除く全ての営業日において、連続して時短要請に応じること。準備の都合等、特別な事情があり1月14日から時短要請に応じることが困難な場合、 時短営業の協力開始日から2月7日まで 、連続して時短要請に応じること。 【注】協力金は時短要請の協力開始日から2月7日までの期間が対象（定休日等の店休日を除く）

【令和3年1月22日変更】

質問項目	回答
1 総論	
① 京都府緊急事態措置協力金について教えてほしい	協力金に関するお問い合わせについては、「協力金コールセンター」までお願いします。京都府のホームページにも順次、詳細内容を掲載する予定です。 協力金コールセンター 電話：075-365-7780 (月～土 9:30～17:30 (日・祝は休み))
② 複数の店舗を営んでいる場合、各店舗とも協力金の支給対象になるのか。	協力金の支給要件を満たしている場合は、複数の店舗が対象になります。なお、提出された書類により支給要件を満たしているかどうか審査させていただいた上で支給を決定します。支給要件や提出書類の詳細は決まり次第、府のホームページ等を通じてお知らせします。
2 支給要件に関すること	
① 要請の期間中（1月14日～2月7日）の全ての日において、時短営業に取り組む必要があるのか。	原則、期間中全ての日において時短営業を行ってください。事情により時短営業の開始が遅れた場合も協力金の対象としますが、時短営業の協力開始日から2月7日まで、定休日等の店休日を除き、連続して時短営業に取り組んでいただく必要があります。【1/22変更】
② 時短営業ではなく、終日休業した場合は協力金の対象になるのか。	もともと、20時以降も営業されている飲食店等が、時短ではなく終日休業された場合で、協力金の支給要件を満たしている場合は対象となります。
③ 要請期間中に予約が既に入っており、その日は20時以降も営業した場合は、支給対象となるのか。	時短営業の協力開始日から2月7日まで、定休日等の店休日を除き、連続して時短営業に取り組んでいただく必要がありますので、時短営業を行わなかった時点で、それまでの期間は協力金の支給対象外となります。時短営業の協力を再開された場合は、再開した日から2月7日まで、定休日等の店休日を除き、連続して時短営業に取り組んでいただいた時は、その期間が支給対象となります。【1/22変更】
④ もともと月～金曜は20時に閉店、土曜日は22時に閉店していた場合、土曜日の営業を20時までに閉店すれば、協力金の対象となるのか。	もともと22時に閉店していた土曜日の営業を20時までに閉店し、期間を通して20時まで（酒類の提供は19時まで）に閉店すれば協力金の支給対象になります。この場合、協力金の算定対象は時短をされた土曜日の営業日になります。
⑤ 令和2年12月21日からの時短要請に応じて、1月14日以降も21時までの営業時間短縮を行った場合は、1日4万円の協力金の支給対象となるのか。	令和2年12月21日から京都市内を対象に行っていた21時までの時短要請は、緊急事態宣言の発出により令和3年1月13日に終了しました。令和3年1月14日からは緊急事態措置としての京都府全域を対象に20時までの時短要請を行っております。この要請期間中（1月14日～2月7日）は、20時までの時短営業に取り組んでいただく必要がありますので、20時までの時短営業を行わない場合、協力金は支給されません。なお、事情により時短営業の開始が遅れた場合も協力金の対象としますが、時短営業の協力開始日から2月7日まで、定休日等の店休日を除き、連続して時短営業に取り組んでいただく必要があります。【1/22変更】
3 対象施設に関すること	
① 「特措法によらない働きかけを行う施設」は、協力金の支給対象になるのか。	「特措法によらない働きかけを行う施設」は特措法に基づく要請の対象ではないため、協力金の対象外です。ただし、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受け、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設については、特措法に基づく要請対象ですので、要請に応じて時短営業を行い、支給要件を満たせば対象となります。
② ホテル・旅館について、集会の用に供する部分だけを20時までに終了すれば、宿泊業務を行っても、協力金の支給対象となるのか。	ホテル・旅館は特措法に基づく要請の対象ではないため、協力金の対象外です。ただし、集会の用に供する部分で、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受け、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設については、特措法に基づく要請対象ですので、要請に応じて時短営業を行い、支給要件を満たせば、宿泊業務を行っても支給対象となります。

質問項目	回答
③ 以前は20時以降も営業していたが、コロナの影響により最近20時に閉店していた場合は、対象にならないのか。	コロナの影響以前に20時以降まで営業されており、コロナの影響以後に20時までに時短された場合は対象になります。昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただいた上で支給を決定します。
④ コロナの影響で要請前から休んでいる場合は、支援給付金の対象になるのか。	令和2年11月から令和3年1月の間に全く営業した実績がない場合は、対象となりません。
4 申請方法等に関すること	
① 協力金の申請はいつからできますか。	2月8日（月）以降から申請できる予定です。
② 「通常の営業時間」とは、いつの時点の営業時間を記載すればよいですか？	コロナの影響を受ける前の営業時間を記載してください。
③ 不定休の場合は、どの日が協力金の対象となるのか。	20時以降も営業している飲食店等が、要請に応じて、時短や休業された日が対象になります。昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただいた上で支給を決定します。
④ 協力金は、申請してから何日後に支給してもらえるのか。	できるだけ速やかな支給に努めます。申請書類の不足や記入漏れがある場合はその確認に時間を要するため、直近の月締め帳簿や時短要請に応じたことが分かる資料の写し（貼り紙、ホームページ等）など、「申請に必要な書類」を整えておいていただきますようお願いします。
5 提出書類に関すること 【令和3年2月1日追加】	
① 要請以前は、通常20時以降も営業していたことがわかる書類は、何を提出すればよいですか。	要請以前の営業時間が記載された看板や店内掲示の写真、パンフレットや名刺、ホームページやSNS、従業員のシフト表の写し等をご提出ください。
② 要請期間中に、時短営業に取り組んだことがわかる書類は、何を提出すればよいですか。	お客様へ営業時間変更のお知らせをされたことが分かる資料をご提出ください。【例】店内外にお知らせの貼り紙を掲示されたことが分かる写真、ホームページやSNSでの告知のコピー等 ※時短の期間と閉店時間がわかるようにお願いします。
③ 酒類の提供を19時までとしたことについては、何をもちて証明すればよいのか。	お客様へ酒類の提供を19時までとするお知らせをされたことが分かる資料をご提出ください。【例】店内外にお知らせの貼り紙を掲示されたことが分かる写真、ホームページやSNSでの告知のコピー等
④ 第2期協力金（1/12～1/13）と緊急事態措置協力金（1/14～2/7）の両方を申請する場合、書類の省略はできるのか。	京都市内の店舗を運営されている場合、第2期協力金は省略できませんが、緊急事態措置協力金は一部省略できます。詳細は支給要項をご覧ください。 【WEB申請の場合】 第2期を先に申請し、受付完了メールに記載されたURLアドレスから、緊急事態措置協力金を申請することにより、一部書類を省略できます。 【郵送の場合】 第2期協力金と緊急事態措置協力金を同じレターパックで郵送することにより、緊急事態措置協力金の書類を一部省略できます。【2/1追加】
6 業種別ガイドラインやステッカーに関すること	
① 「業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をしていること」とは具体的にどのようなことか。	次のいずれかのガイドライン等に沿って、感染防止の取組をしていることをいいます。 (1)各業種別ガイドライン（内閣官房HP） https://corona.go.jp/prevention/ (2)京都府「感染拡大予防ガイドライン(例)（標準的対策）」（京都府HP） http://www.pref.kyoto.jp/documents/guideline_rei_2.pdf (3)より一層「安心・安全」な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言(ガイドライン)（京都市観光協会HP） https://www.kyokanko.or.jp/wp/wp-content/uploads/kansensyo-taisaku-guidelines.pdf

質問項目	回答
<p>② 「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」の交付を受けていることは必要ですか。</p>	<p>感染拡大予防ガイドライン等に沿って、感染防止の取組を行うことが要件であり、感染拡大予防対策をしていただいているステッカー交付事業所（店舗等）を協力金の要件としています。ただ、ステッカーの交付を受けていなくても、次のいずれかのガイドラインに沿った対策をしていただいていることが確認出来れば構いません。</p> <p>(1) 各業種別ガイドライン（内閣官房HP） https://corona.go.jp/prevention/ (2) 京都府「感染拡大予防ガイドライン(例)（標準的対策）」（京都府HP） http://www.pref.kyoto.jp/documents/guideline_rei_2.pdf (3) より一層「安心・安全」な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言(ガイドライン)（京都市観光協会HP） https://www.kyokanko.or.jp/wp/wp-content/uploads/kansensyo-taisaku-guidelines.pdf</p>
<p>③ 「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」はどこに行けばもらえますか。</p>	<p>まず、業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をしていただいた上で、WEB申請か窓口申請していただく必要があります。</p> <p>https://www.kyotokaigi.com/</p> <p>(1) WEB申請 ※申請後にメールにてステッカー画像が送付されます</p> <p>(2) 窓口申請 ※事前にステッカーの在庫有無や受付時間等をご確認ください</p>
<p>④ 業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をしているが、ステッカーの交付を受けていない。何をもちて証明するのか。</p>	<p>誓約書において、感染防止の取組をしている旨、誓約していただきます。</p>
<p>7 その他</p>	
<p>① 協力金と他の助成金等（雇用調整助成金【国】、持続化給付金【国】、家賃支援給付金【国】、再出発補助金【府】等）の両方を受給することができるのか。</p>	<p>他の助成金等の受給を受けていても、協力金の申請は可能です。</p>